

問い合わせ先	
(日本事務所の設置・閉鎖の経緯について)	(男女共同参画推進施策について)
担当課 文化観光局 国際部 国際課	担当課 市民人権局 男女共同参画推進課
直 通 072-222-7343	直 通 072-228-7408
内 線 4610	内 線 5330
FAX 072-228-7900	FAX 072-228-8070

UN Women 日本事務所の閉鎖について

本市の女性センター内に設置されていた国連機関 UN Women 日本事務所が、世界的な金融危機以来の財政事情により、10月末をもって閉鎖することとなりました。

UN Women は、平成 25 年初めにマドリッドのスペイン事務所をすでに閉鎖し、本部において今後の活動について分析・検討した結果として、日本事務所についても、当面の間、閉鎖することとしました。

UN Women (旧 ; UNIFEM) 日本事務所は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための機関として、平成 21 年 10 月の開設以降、「日本女性会議 2009 さかい」「2010APEC WLN 堺会合」や「平成 23 年度女と男のフォーラム (女性に対する暴力をなくす運動)」「国際女性デー2013」など、本市の男女共同参画推進事業との連携や、さまざまな人権施策推進活動において、世界における女性の人権に関する情報提供を行うなど、本市の男女共同参画社会の実現・人権施策の推進に大きな役割を果たしてきました。

本市としましては、これまで UN Women と共同で築き上げてきた成果をふまえ、今後も連携を保ちつつ、男女共同参画をはじめとする人権施策の推進に努めてまいります。

※UN Women について

2010 年 7 月の国連総会において、世界中の女性と少女のために新機関 UN Women の設立を満場一致で採択しました。より強力にジェンダー平等と女性のエンパワーメントに取り組むため、国連の 4 つの女性関連専門機関 国連女性開発基金 (UNIFEM) ・女性の地位向上部 (DAW) ・国際女性調査訓練研修所 (INSTRAW) ・ジェンダー問題特別顧問事務所 (OSAGI) が統合されたものです。旧 UNIFEM 日本事務所は、2009 年 10 月に全国初の男女共同参画宣言都市である堺市に開設されました。